

# 解説・特定都市河川浸水被害対策法施行 に関するガイドライン

令和5年1月 (Ver.1.0)

編著：一般財団法人 国土技術研究センター

監修：国土交通省 水管理・国土保全局



## 刊行に当たって

近年、毎年のように全国各地で激甚な被害をもたらす水災害が発生しています。平成 30 年 7 月豪雨では、陸域の総降水量は気候変動により約 6.5%増と試算され、気象庁は「地球温暖化の寄与があった」として、はじめて個別災害について気候変動による影響に言及しています。また、今後予測される気候変動の影響について、国土交通省が設置した「気候変動を踏まえた治水計画に係る技術検討会」における検証では、産業革命以前と比べて世界の平均地上気温を 2℃に抑えるシナリオ（パリ協定の目標）でも、21 世紀末には治水計画の目標とする降雨量の変化倍率が約 1.1 倍、降雨量変化倍率を全国の一級水系の治水計画で対象とする降雨に適用して試算した場合のピーク流量の変化倍率が約 1.2 倍、洪水の発生頻度の平均値が約 2 倍になると試算されており、今後も降雨量や洪水発生頻度の増加が予測されているところです。

これからの水災害対策は気候変動などの将来のリスク予測に基づくものへと転換させていかなければならないとの考えのもと、社会資本整備審議会河川分科会では、令和元年 10 月の国土交通大臣からの諮問を受け、令和 2 年 7 月に答申「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方について」を取りまとめ、氾濫域も含め流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う持続可能な治水対策（「流域治水」）への転換が提言されました。これを受け、全国の一級水系等で河川整備に加え、雨水貯留浸透施設の整備や土地利用の規制、利水ダムの事前放流等の対策を組み合わせた「流域治水プロジェクト」を策定・公表するとともに、「流域治水」の実効性を高め強力で推進するための法的枠組として、「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 31 号）」（通称「流域治水関連法」）が整備され、令和 3 年 11 月 1 日に全面施行となりました。

流域治水関連法の中核をなす特定都市河川浸水被害対策法に関しては、特定都市河川を全国の河川に拡大するための指定要件の拡大とともに、「流域水害対策協議会の設置」、「雨水貯留浸透施設整備計画の認定」、「貯留機能保全区域の指定」、「浸水被害防止区域の指定」等の新たな制度が創設され、法的枠組により更に効果的に「流域治水」の取組を推進することが可能となりました。そして、施行に当たっては、特定都市河川浸水被害対策法に関係規定を有する国土交通省都市局、水管理・国土保全局、住宅局から、「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行（6 ヶ月以内施行分）について」（通知）が発出される等、施行に当たり留意すべき事項の周知が図られています。

このたび、（一財）国土技術研究センターでは、これまでに国から示されてきた同法の施行及び運用に係る事項（以下「ガイドライン」という。）について、国及び地方公共団体等の行政関係者、民間企業・住民等のあらゆる関係者に広く周知され、「流域治水」の取組の実践の一助として活用いただけるよう、平成 17 年に刊行した解説資料をもとに、法改正後の各施策の背景や留意点等の運用上の参考となる情報に関する追記・修正を加えた解説資料を新たに作成することとし、編集委員会を設置し、国土交通省水管理・国土保全局の監修のもと、運用に当たって関係する制度を所管する同省都市局、住宅局の協力を得て、このたび刊行に至りました。

本解説資料は、ガイドラインだけでは理解し難い部分を説明・補足する等、実務者の手引きとして利用されるよう取りまとめたものであり、今後も機動的に見直しを図りつつ、本解説資料が幅広い流域の関係者の取組に活用されることにより、特定都市河川浸水被害対策法の制度を活用した「流域治水」の取組が進められ、流域の治水安全度の向上が図られることを切望いたします。

<特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドライン解説編集委員会メンバー>

(令和3年度)

国土交通省 水管理・国土保全局

治水課 流域減災推進室 企画専門官 山縣 弘樹  
治水課 流域減災推進室 課長補佐 池田 大介  
治水課 流域減災推進室 流域水害対策係長 池内 寛明  
治水課 流域減災推進室 流域水害対策係 研修員 塩浜 裕紀  
  
下水道部 流域管理官付 課長補佐 橋本 翼  
下水道部 流域管理官付 計画係長 奥村 誓悟

一般財団法人 国土技術研究センター

河川政策グループ 副総括 宇根 寛  
河川政策グループ 首席研究員 柳澤 修  
河川政策グループ 主席研究員 矢内 祐一

(令和4年度)

国土交通省 水管理・国土保全局

治水課 流域減災推進室 室長 永松 義敬  
治水課 流域減災推進室 企画専門官 山縣 弘樹  
治水課 流域減災推進室 課長補佐 池田 大介  
治水課 流域減災推進室 流域水害対策係長 清田 咲史  
治水課 流域減災推進室 流域水害対策係 研修員 山口 峻貴  
  
下水道部 流域管理官付 流域下水道計画調整官 西 修  
下水道部 流域管理官付 課長補佐 橋本 翼  
下水道部 流域管理官付 水害対策係長 丸山 達也

一般財団法人 国土技術研究センター

河川政策グループ 副総括 須賀 正志  
河川政策グループ 首席研究員 柳澤 修  
河川政策グループ 主席研究員 矢内 祐一

解説・特定都市河川浸水被害対策法施行に関するガイドラインの改訂履歴

Ver.	改訂年月	主な改訂内容	備考
0.0	平成 17 年 3 月	—	
1.0	令和 5 年 1 月	流域治水関連法に基づく特定都市河川浸水被害対策法の改正に係る事項の追記・修正	
		「特定都市河川浸水被害対策法の運用について（令和 4 年 1 月 19 付国水政第 110 号、国水治第 145 号、国水下流第 17 号）」に係る事項の追記・修正	

# 本書の見方

## 一点鎖線枠囲いの中は参考を記載

施行通知等に関連のある事柄を参考として記載している。

### 第4章 流域水害対策計画の策定

#### (参考) 流域治水型災害復旧制度

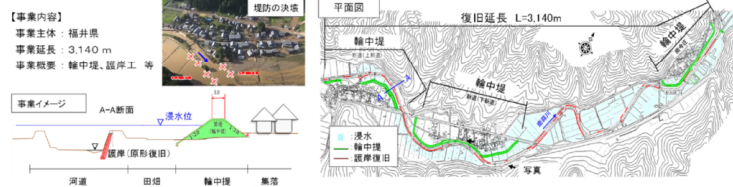
災害復旧事業においても、流域治水の考え方に基づき、上流から下流、本川・支川の流域全体を俯瞰し、流域全体で水害リスクを低減する対策を推進することとし、本川上流や本川上流や支川において堤防の決壊や越水が発生した場合、遊水機能を確保しつつ、早期に浸水被害の軽減が可能な輪中堤や遊水地の整備を災害復旧事業として実施できるよう、令和4年度より「流域治水型災害復旧制度」として従前の制度を拡充している。

令和4年8月の大雨により甚大な浸水被害が発生した九頭竜川水系鹿蒜川では、全国で初めて流域治水型災害復旧により採択されている。



輪中堤又は遊水地の整備により、  
浸水機能を確保しつつ家屋浸水を防御

下流における改修を待たず、速やかに被災箇所の再度災害防止を実現



### 3.6 特定都市河川流域において当該特定都市河川の河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備に関する事項（法第4条第2項第6号）

#### ⑥ 特定都市河川流域において当該特定都市河川の河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備に関する事項

特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針に沿って、河川管理者が都市浸水による被害の防止・軽減を目的として整備する雨水貯留浸透施設について、小流域ごとの必要容量等を定める。

また、当該事項は、河川整備計画に定める事項と整合するように定める。

#### 【解説】

特定都市河川の河川管理者は、必要に応じて、計画対象降雨が生じた場合の洪水による浸水被害の防止のため、特定都市河川流域内の河川に隣接して又は河川から離れた場所で雨水貯留浸透施設を整備（設置及び管理）することができる。特定都市河川の河川管理者が雨水貯留浸透施設の整備を流域水害対策計画に位置付ける場合、小流域ごとの必要容量（貯留量等の対策量）及び既に判っている範囲で主要施設の位置等の諸元を定めるものである。

この「小流域」は、少なくとも、水系の基準地点や主要地点ごとの流域を基本とし、できるだけ細分化・明確化することが望ましい。特定都市河川流域内の河川管理者が異なる場合、どの河川のどの区間の流量低減を主目的としたものであるかについて明確化することが河川管理者の役割分担の明確化に資することに留意する。

河川整備のみでは浸水被害の防止が困難な特定都市河川流域では、河川管理者、下水道管理者、地方公共団体及び民間事業者等が一体となって総合的に浸水被害対策を講ずることとして

## 実線枠囲いの中は施行通知\*原文を記載

\*特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行（6ヶ月以内施行分）について

（令和3年11月1日 国都安第49号、国都計第96号、国都公景第112号、国水政第82号、国住参建第2016号）

## 点線枠囲いの中は運用通知※を記載

※特定都市河川浸水被害対策法の運用について

(令和4年1月19日 国水政第110号、国水治第145号、国水下流第17号)

### 第4章 流域水害対策計画の策定

おり、雨水貯留浸透施設は、整備主体によってその目的が異なるものであるが、一般的に、それらの効果は洪水及び雨水出水の双方の事象によって生じる浸水被害の防止に及ぶものである。このため、雨水貯留浸透施設の配置等の検討に当たっては、効果的な整備が図られるよう、雨水貯留浸透施設の整備に係る関係者間で十分に連携を図ることが重要である。

なお、河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備の検討に当たっては、河川整備計画に位置付けることを念頭に検討し、策定後、流域水害対策計画における計画期間や河川整備の実施に関する事項等と整合するよう河川整備計画を適切に変更する等、河川整備計画にも当該雨水貯留浸透施設の整備を位置付けることに留意する。また、当該雨水貯留浸透施設を下水道に接続させる計画とする場合、下水道法第41条の規定に基づき、あらかじめ下水道管理者と協議を行わなければならないことに留意する。

法第8条第1項に規定する河川管理者による雨水貯留浸透施設の設置又は管理には森林の造成・整備は含まれない。また、洪水時以外には農用地として利用する形態の雨水貯留浸透施設の設置は、適切な用地がない場合その他のやむを得ない場合に限るとともに、都道府県農業担当部局と十分な時間的余裕をもって協議されたい。

また、河川管理者等が整備する雨水貯留浸透施設は、都市における貴重なオープンスペースとなり得るものであるとともに、グリーンインフラとしての活用を図る観点から、他の関係機関と連携しつつ、平常時におけるピオトープ及び運動公園等の多目的複合利用を積極的に推進する等、その有効かつ効率的な整備及び運用を図られたい。

#### 【解説】

河川管理者が雨水貯留浸透施設の整備の予定地を定める場合においても、他の整備主体における取扱いと同様に、適切な用地がない場合や、その他やむを得ない理由により当該施設の整備予定地を農用地区域（農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号の農用地区域（以下「農用地区域」という。）内に即地的に定める必要が生じた場合には、十分な時間的余裕をもって当該都道府県及び市町村の農林担当部局と調整を行う必要があることに留意する。このことを含む流域水害対策計画の策定に係る関係部局への協議等については、P4-44にて詳述している。

また、グリーンインフラの考えを推進する観点からの緑地における雨水貯留浸透施設の整備等については、P4-32にて詳述しており、雨水貯留浸透施設の多目的複合利用については、P4-6にて詳述している。

なお、河川管理者が整備する雨水貯留浸透施設等については、法第8条第2項の規定に基づき、河川法等の規定の適用があることに留意されたい。

#### 【解説】

河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備では、河川法の特例として、当該雨水貯留浸透施設

## 【解説】は施行通知等の内容を解説

施行通知等の内容を解説するとともに、具体的な事例や参考となる要領等を引用しつつ、イメージやフローを活用し実務者が理解しやすいように取りまとめている。





# 目次

<b>第 1 章. 総論</b> .....	<b>1-1</b>
第 1 節 流域治水の推進 .....	1-1
第 2 節 特定都市河川浸水被害対策法の改正（法第 1 条から第 3 条まで） .....	1-4
第 3 節 本書の位置付け .....	1-6
<b>第 2 章. 特定都市河川及び特定都市河川流域の指定</b> .....	<b>2-1</b>
第 1 節 特定都市河川の指定の検討手順 .....	2-1
1.1 特定都市河川の指定要件（法第 2 条第 1 項） .....	2-1
1.2 特定都市河川及び特定都市河川流域の指定範囲（法第 2 条第 1 項及び第 2 項） .....	2-5
第 2 節 特定都市河川等の指定に係る手続並びに留意事項 .....	2-9
2.1 国土交通大臣又は都道府県知事による指定（法第 3 条第 1 項から第 6 項まで） .....	2-9
2.2 法に定める意見聴取等（法第 3 条第 7 項から第 9 項まで） .....	2-10
2.3 関係部局との調整（法第 3 条第 8 項及び第 9 項） .....	2-10
2.4 住民等への周知（指定の公示）（法第 3 条第 10 項） .....	2-11
2.5 指定の変更又は解除の手続（法第 3 条第 11 項） .....	2-12
2.6 特定都市河川等の指定に伴い即時に施行される事務等 .....	2-12
2.7 宅地建物取引業者等からの問合せへの対応 .....	2-13
<b>第 3 章. 流域水害対策協議会</b> .....	<b>3-1</b>
第 1 節 制度の目的（法第 6 条及び第 7 条） .....	3-1
第 2 節 協議会の組織及び運営（法第 6 条第 1 項及び第 7 条第 1 項） .....	3-1
第 3 節 協議会の構成員（法第 6 条第 2 項及び第 7 条第 2 項） .....	3-3
第 4 節 協議会の留意事項（法第 6 条第 3 項及び第 7 条第 3 項） .....	3-5
<b>第 4 章. 流域水害対策計画の策定</b> .....	<b>4-1</b>
第 1 節 制度の目的（法第 4 条） .....	4-1
第 2 節 流域水害対策計画の位置付け（法第 4 条） .....	4-1
第 3 節 流域水害対策計画に定める事項（法第 4 条第 2 項） .....	4-10
3.1 計画期間（法第 4 条第 2 項第 1 号） .....	4-17
3.2 特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針（法第 4 条第 2 項第 2 号） .....	4-17
3.3 特定都市河川流域において都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨 （法第 4 条第 2 項第 3 号） .....	4-19
（参考）水害リスク情報の充実（水害リスクマップの作成） .....	4-22

3.4	都市浸水想定（法第4条第2項第4号）	4-23
3.5	特定都市河川の整備に関する事項（法第4条第2項第5号）	4-25
	（参考）流域治水型災害復旧制度	4-26
3.6	特定都市河川流域において当該特定都市河川の河川管理者が行う雨水貯留浸透施設の整備に関する事項（法第4条第2項第6号）	4-26
3.7	下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項（法第4条第2項第7号）	4-28
3.8	特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留浸透施設の整備その他の浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項（法第4条第2項第8号及び第3項）	4-28
3.9	雨水貯留浸透施設整備計画の認定に関する基本的事項（法第2条第4項第9号）	4-34
3.10	下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設の操作に関する事項（法第4条第2項第10号）	4-35
3.11	都市浸水想定区域における土地の利用に関する事項（法第4条第2項第11号）	4-35
	（参考）水災害リスクを踏まえた防災まちづくりのガイドライン	4-37
3.12	貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定の方針（法第4条第2項第12号）	4-39
3.13	浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項（法第4条第2項第13号）	4-41
3.14	その他浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事項（法第4条第2項第14号）	4-41
第4節	流域水害対策計画策定に当たっての手續等（法第4条）	4-42
4.1	流域水害対策協議会の設置	4-42
4.2	河川管理者が作成した案に基づく計画の策定（法第4条7項）	4-43
4.3	下水道管理者が作成した案に基づく計画の策定（法第4条8項）	4-43
4.4	地方公共団体が作成した案に基づく計画の策定（法第4条9項）	4-44
4.5	関係部局への協議等	4-44
4.6	学識経験者の意見聴取（法第4条5項）	4-45
4.7	住民や民間事業者の意見反映のための措置等（法第4条第6項）	4-46
4.8	流域水害対策計画策定の際の国土交通大臣に対する同意付き協議（法第4条第4項）	4-47
4.9	流域水害対策計画の公表（法第4条10項）	4-47
4.10	流域水害対策計画の変更手續（法第4条12項）	4-48
第5節	流域水害対策計画の実施等	4-48
5.1	流域水害対策計画の計画管理（法第4条11項）	4-48

5.2	流域水害対策計画の策定者の努力義務（法第5条1項）	4-49
5.3	流域内住民等の努力義務及び広報（法第5条2項）	4-50
5.4	他の地方公共団体の負担金（法第9条）	4-51
5.5	排水設備の技術上の基準に関する特例	4-51
<b>第5章</b>	<b>雨水貯留浸透施設整備計画の認定等</b>	<b>5-1</b>
第1節	制度の目的（法第11条から第29条まで）	5-1
第2節	雨水貯留浸透施設整備計画の認定（法第11条）	5-1
第3節	雨水貯留浸透施設整備計画に記載する事項と申請（法第11条第2項）	5-5
第4節	雨水貯留浸透施設整備計画の認定の基準（法第12条）	5-10
4.1	雨水貯留浸透施設の規模（法第12条第1項第1号）	5-11
4.2	雨水貯留浸透施設の構造及び設備（法第12条第1項第2号）	5-12
4.3	雨水貯留浸透施設の設置に係る資金計画（法第12条第1項第3号）	5-13
4.4	雨水貯留浸透施設の管理の方法（法第12条第1項第4号）	5-13
4.5	雨水貯留浸透施設の管理の期間（法第12条第1項第5号）	5-15
第5節	雨水貯留浸透施設整備計画の認定に当たっての手續等	5-16
5.1	雨水貯留浸透施設整備計画の認定通知（法第13条）	5-16
5.2	雨水貯留浸透施設整備計画の変更（法第14条）	5-17
第6節	認定事業者に対する助言及び指導（法第15条）	5-17
第7節	認定計画に係る雨水貯留浸透施設の設置に要する費用への補助（法第16条）	5-18
第8節	認定計画に係る雨水貯留浸透施設の固定資産税の減税	5-19
第9節	管理協定の締結等（法第19条から第24条まで）	5-20
第10節	報告の徴収（法第25条）	5-26
第11節	地位の承継（法第26条）	5-27
第12節	改善命令等（法第27条）	5-28
第13節	下水道法及び日本下水道事業団法の特例（法第17条及び第18条）	5-28
<b>第6章</b>	<b>雨水浸透阻害行為の許可と保全調整池の指定</b>	<b>6-1</b>
第1節	制度の目的（法第30条から第52条関係）	6-1
第2節	雨水浸透阻害行為の許可等	6-2
2.1	雨水浸透阻害行為の許可（法第30条及び法第35条）	6-2
2.2	雨水浸透阻害行為の許可の申請（法第31条及び第36条から第38条まで）	6-8
2.3	雨水浸透阻害行為の許可の対象規模の引下げ（法第30条）	6-16
2.4	行為区域が複数の許可権者の行政区域に及ぶ場合の措置	6-17

2.5	許可を要しない雨水浸透阻害行為の範囲（法第 30 条）	6-19
2.6	災害復旧の取扱い	6-23
2.7	雨水浸透阻害行為に関する対策工事の計画	6-25
2.8	対策工事の計画についての技術的基準（法第 32 条）	6-30
2.9	対策工事の計画についての技術的基準の強化等（法第 33 条）	6-43
2.10	関連事業等に係る調整や他法令等による規制等	6-44
2.11	対策工事により設置された雨水貯留浸透施設の移管	6-48
2.12	雨水貯留浸透施設が有する機能を阻害するおそれのある行為（法第 39 条）	6-49
2.13	雨水貯留浸透施設の機能の保全	6-50
2.14	標識の設置	6-51
2.15	宅地建物取引業者等からの問合せへの対応	6-52
<b>第 3 節</b>	<b>保全調整池の指定</b>	<b>6-52</b>
3.1	指定要件等（法第 44 条）	6-52
3.2	標識の設置（法第 45 条）	6-55
3.3	保全調整池が有する機能を阻害するおそれのある行為等（法第 46 条及び第 47 条）	6-55
3.4	保全調整池の管理のあり方等（法第 48 条から法第 52 条まで）	6-56
3.5	宅地建物取引業者等からの問合せへの対応	6-57
<b>第 4 節</b>	<b>雨水の流出抑制に関するその他の事項</b>	<b>6-58</b>
4.1	流域内住民等に対する周知	6-58
4.2	雨水の貯留浸透の推進（法第 40 条及び法第 47 条）	6-60
<b>第 7 章</b>	<b>貯留機能保全区域の指定</b>	<b>7-1</b>
第 1 節	制度の目的（法第 53 条から第 55 条まで）	7-1
第 2 節	区域指定の方法	7-1
2.1	指定の対象となる土地（法第 53 条第 1 項）	7-1
2.2	指定権者（法第 53 条第 1 項）	7-5
2.3	指定の方法（法第 53 条第 2 項及び第 3 項）	7-6
2.4	指定の公示及び通知（法第 53 条第 4 項）	7-11
2.5	宅地建物取引業者等からの問合せへの対応	7-12
第 3 節	標識の設置（法第 54 条）	7-13
第 4 節	届出等	7-15
4.1	届出が必要な行為（法第 55 条第 1 項）	7-15
4.2	届出を要しない行為（法第 55 条第 1 項）	7-17
4.3	助言又は勧告（法第 55 条第 3 項）	7-19

4.4 貯留機能保全区域の指定に関する河川管理者及び下水道管理者の援助等 (法第 78 条) .....	7-20
---	------

## 第 8 章. 浸水被害防止区域の指定..... 8-1

第 1 節 制度の目的 (法第 56 条から第 76 条まで) .....	8-1
第 2 節 区域指定の方法 .....	8-1
2.1 指定の対象となる土地 (法第 56 条第 1 項) .....	8-1
2.2 指定権者 (法第 56 条第 1 項) .....	8-7
2.3 指定の方法 (法第 56 条第 3 項) .....	8-7
2.4 指定の公示 (法第 56 条第 3 項から第 7 項) .....	8-12
2.5 指定の際の留意事項.....	8-14
2.6 宅地建物取引業者等からの問合せへの対応 .....	8-15
第 3 節 基準水位等の決定方法 (法第 56 条第 2 項) .....	8-16
第 4 節 浸水被害防止区域における特定開発行為の制限等.....	8-18
4.1 浸水被害防止区域における規制の概要 (法第 57 条から法第 76 条まで) .....	8-18
4.2 特定開発行為の制限 (法第 57 条、第 58 条、第 61 条及び第 62 条) .....	8-22
4.3 制限用途 (法第 57 条第 2 項) .....	8-28
4.4 特定開発行為の許可の基準 (法第 59 条) .....	8-29
4.5 許可の特例 (法第 60 条) .....	8-40
4.6 工事完了の検査 (法第 63 条から法第 65 条まで) .....	8-41
第 5 節 浸水被害防止区域における特定建築行為の制限等.....	8-43
5.1 特定建築行為の制限 (法第 66 条) .....	8-43
5.2 特定建築行為の申請の手続 (法第 67 条、法第 70 条及び法第 71 条) .....	8-44
5.3 特定建築行為の許可の基準 (法第 68 条) .....	8-48
5.4 許可の特例 (法第 68 条) .....	8-58
5.5 許可の条件等 (法第 72 条から法第 75 条まで) .....	8-59
5.6 防災集団移転促進事業のエリア要件の拡充等 (法第 76 条から法第 75 条まで) .....	8-61
(参考) 浸水被害防止区域及び貯留機能保全区域における盛土に対する規制の考 方の違い .....	8-63

## 巻末資料

法律、政令、省令、告示等